

聖 監 第 3 5 号  
令和 4 年 9 月 1 2 日

聖籠町上下水道事業  
聖籠町長 西脇 道夫 様

聖籠町代表監査委員 二宮 秀男  
聖籠町監査委員 田中 智之

令和 3 年度聖籠町水道事業会計決算の審査意見書の提出について

地方公営企業法第 3 0 条第 2 項の規定により、審査に付された決算書について、別紙のとおり意見書を提出いたします。

## 令和3年度聖籠町水道事業会計決算の審査意見書

地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された令和3年度聖籠町水道事業会計決算書について、関係諸帳簿、証書類を審査した結果、次のとおり意見を付する。

### 記

- 1 審査の期日 令和4年7月21日(木)
- 2 審査の対象 令和3年度聖籠町水道事業会計決算書、諸帳簿及び証書類
- 3 監査委員の氏名 聖籠町代表監査委員 二宮 秀男  
聖籠町監査委員 田中 智之

### 総括的意見

地方公営企業法に基づく決算審査にあたり、関係諸帳簿、証書類を照査すると共に、担当課長から詳細な説明を受け慎重に審査を実施した結果、係数的に差異はなく、決算書等関係書類も正確に調整されており特筆すべき違法性や不適当な点は見受けられなかった。

従って、令和3年度聖籠町水道事業会計決算書は適正なものと認める。

なお、以下の事項について留意されたい。

#### 1 水道使用量の増加策について

普及率は99.3%で前年度対比0.1ポイント増加しているが、依然として未契約世帯は29戸ほど存在している。

水道利用者の節水意識の高まりや節水機器の普及により、全体の給水件数は101件増加しているものの給水人口は29人減少している。今後、水道使用量の増加は厳しい状況である。

未契約世帯へは衛生面等からも全面使用への理解と協力を求め、有収水量の増加に努められたい。

## 2 財政の健全化について

令和3年度の純利益は11,180千円、前年度対比1,481千円の増で、引き続き黒字決算となっている。

企業債の元利償還金は43,019千円で前年度と同額となっている。令和3年度は新たな借入れがなかったため、残高は330,733千円に減少している。

一方、未処理欠損金は423,610千円の黒字決算となっているため前年度対比11,180千円減少している。

また、内部留保金は資本的収支の資金不足を補填しているものの723,289千円で、令和3年度は58,873千円の増となり未処理欠損金を上回っているが、本業である営業収支は8,310千円の営業損失となっている。

このような状況からキャッシュフロー計算書では優良企業に評価される。今後、留保金の一部を資金運用などにより、収益の増加策に取り組まれない。

## 3 事務事業の効率化について

有収率は90.53%で前年度対比3.94ポイント上昇したが、これは水質管理のための排水量調整によるところが大きい。さらに最適な排水調整に取り組み、漏水等の点検管理を徹底し高い有収率を維持されたい。

給水原価と供給単価の価格差は1.49円縮小しているが7.05円の開きがある。今後さらなる圧縮に努められたい。

また、第5次聖籠町総合計画のマスタープランでは町の人口を13,846人(2030年)としており、これを踏まえた上で一日最大受水量について何トンが適正なのかを再考されたい。

老朽化が進む配水管の布設替えや耐震化に係る資金調達は、借入れや留保金の取り崩し、他会計繰入など最善の組み合わせによる計画を示されたい。

以上